

答 申



公共下水道の全体計画整備区域の
見直しについて

令和 6 年 3 月 5 日

砥部町下水道事業審議会

令和6年3月5日

砥部町長 佐川 秀紀 様

砥部町下水道事業審議会

会長 羽島 剛史

公共下水道の全体計画整備区域の見直しについて（答申）

令和5年9月22日付で諮問のあった「公共下水道の全体計画整備区域の見直し」について、本審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申にあたって

砥部町公共下水道は平成23年3月に供用を開始し、供用開始から11年が経過しています。現在、処理場に近い区域である都市計画区域から順に下水道整備を進めています。現計画である下水道全体計画区域人口に対する下水道整備進捗率は、38.8%であり、低い状況にあります。

現計画の区域全てを整備するためには、多大な費用と時間を要するため、早期に汚水処理を実現するためには、合併処理浄化槽を選択することも考えられます。

我が国において、生活排水などの汚水処理施設整備を早期に実現させることは重要な施策のひとつとなっており、愛媛県においても「第四次愛媛県全県域生活排水処理構想」として令和4年度に見直しをして、令和8年度末に汚水処理人口普及率を87.7%とすることを目標にしています。

砥部町においては、少子高齢化による人口減少に加え、それに伴う町の財政状況など、今後の増収が見込めない中、下水道事業についても整備コストなどの経済性を検証して、下水道使用料収益につながる効果的な整備を行う必要があります。以上のことから、今後も後世へ引き継いでいくための持続可能な施設となるよう、現行の公共下水道全体計画区域の見直しを行うことが必要となりました。

2 審議事項

(1) 公共下水道全体計画区域について

令和4年度に「砥部町污水处理施設整備構想」の見直しを行った。現計画区域において、公共下水道による集合処理と、合併処理浄化槽による個別処理のどちらが有利か、総合的にコスト比較（建設費と維持管理費について）を行い、最も経済的となった、下水道全体計画区域縮小案に基づいて、審議を行った。

その結果、別紙の下水道全体計画図のとおり、縮小することについて委員全員の了承を得た。

なお、現在地元管理となっている集中処理浄化槽である「永立寺団地^{えいりゅうじ}污水处理施設（上・下）」（地図上のC-2及びC-3）については経済比較では個別処理の判定であった。しかしながら、当該施設は単独集中浄化槽であるため、水質保全の観点から、集合処理区域として設定することが望ましい。

また、市街化調整区域で現在未整備となっている末端地域である、地図上のA-39及びA39-1（県道伊予川内線沿いのエリア）は、現行計画では集合処理区域となっていたが、コスト比較の再精査を行った結果、個別処理が有利であるという結果となったため、個別処理区域として設定することが望ましい。

(2) 処理場整備計画について

現在の浄化センターは、污水处理施設1系列で稼働している。今回の縮小案に示した整備区域では、1系列で污水处理できる区域はどこまでか、明確に示されてはいないが、増設するには莫大な費用が発生するため、処理場整備計画においては十分精査・検討することが望ましい。

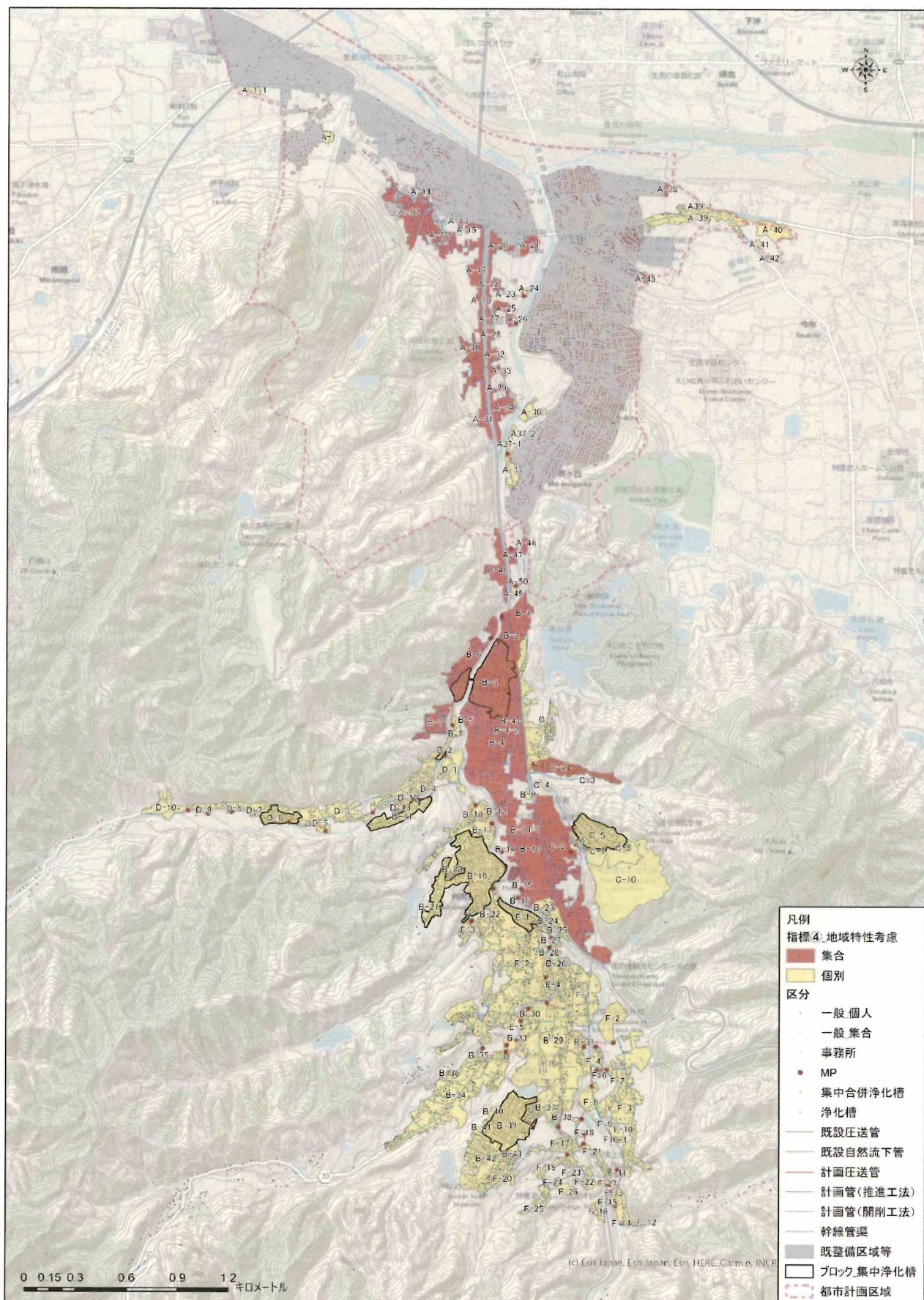
(3) 公共下水道接続促進のための方策について

砥部町浄化槽設置整備事業補助金については、本体工事に加えて、新たに宅内配管工事費と撤去費が補助の対象となっている。公共下水道接続工事についても、接続促進の方策として補助金を交付することについて、検討いただきたい。

3 付帯意見

今回の諮問事項に対する答申は上記のとおりであるが、審議会における審議経過を踏まえ、次のとおり意見を付することとしたので、今後における事業運営にあたり配慮されたい。

- (1) 公共下水道の全体計画整備区域の見直しに伴い、汚水処理の早期概成に向け、新たな下水道整備区域以外の区域を、合併処理浄化槽整備促進区域と位置付け、合併処理浄化槽への転換の必要性について、対象となる区域の町民への周知を工夫するなど、様々な普及促進策を図ること。
- (2) 今後も、社会情勢の変化や本町の土地利用計画に変更が生じた場合には、必要に応じて、公共下水道の全体計画及び事業計画の見直しを行うなど、柔軟な対応をすることが必要と考えられる。
- (3) 下水道の整備にあたっては、国庫補助金等を最大限に活用するとともに、可能な限りコストの縮減を図りつつ、下水道接続率の向上に努めること。



砦部町下水道全体計画図

付属資料

資料番号	内容
1	砥部町下水道事業審議会委員名簿
2	開催経過
3	諮問書

砥部町下水道事業審議会委員名簿

(五十音順)

	委員氏名	団体及び役職等
会長	はとり つよし 羽鳥 剛史	愛媛大学 社会共創学部教授
副会長	にのみや よしかず 二宮 良和	砥部町商工会副会長
委員	うえだ ふみお 上田 文雄	砥部町社会福祉協議会 会長
委員	お ち こうすけ 越智 浩介	宮内校区代表（宮内区長）
委員	かどた さく 門田 作	砥部町建設課長
委員	かまだ くにひろ 鎌田 国博	砥部町老人クラブ連合会 副会長
委員	さがわ けいこ 佐川 恵子	公募委員
委員	とくなが いくみ 徳永 郁美	砥部町商工会女性部 副部長
委員	ふるかわ なおき 古川 直幹	麻生校区代表（拾町区長）
委員	まつだ けいじ 松田 啓司	砥部焼協同組合 理事長
委員	まつばやし かずお 松林 一夫	公募委員
委員	まつむら みえこ 松村 美江子	伊予地区更生保護女性会砥部支部長
委員	やつづか のりよし 八束 徳佳	砥部校区代表（上ノ山区長）
委員	やなぎだ えりこ 柳田 栄理子	砥部町女性団体連絡協議会 会長
委員	わかき まさこ 若城 昌子	公募委員

開催経過

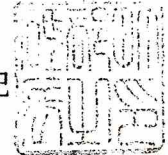
区分	日時・場所	審議会の内容
第1回	令和5年9月22日(金) 13:30～ 砥部町役場 2階 大会議室	➤ 委嘱状の交付 ➤ 汚水処理における国・県の方針 ➤ 砥部町下水道事業の現況 ➤ 将来予測と今後の対応 ➤ 砥部町下水道事業の課題
第2回	令和5年12月8日(金) 15:00～ 砥部町役場 2階 大会議室	➤ 第1回審議会のふりかえり ➤ 下水道全体計画区域の設定 —全体計画区域設定案の説明— ➤ 全体計画区域を見直した場合の影響について
第3回	令和6年2月27日(火) 15:00～ 砥部町中央公民館 2階 会議室1	➤ パブリックコメントの結果について ➤ 答申(案)の検討について ➤ 今後のスケジュール及び周知について



5 砥上下第 2123 号
令和 5 年 9 月 2 2 日

砥部町下水道事業審議会会長 様

砥部町長 佐川 秀紀



諮 問 書

砥部町下水道事業審議会設置条例第 2 条第 1 項第 5 号に基づき、次の事項について、貴審議会の意見を求める。

諮 問 事 項 公共下水道の全体計画整備区域の見直しについて

諮問の趣旨 砥部町は平成 23 年に公共下水道の供用を開始し、都市計画区域から順次整備を進めてきました。現在、全体計画区域を 441 ヘクタール、事業計画区域を 204 ヘクタールとし、令和 5 年 4 月 1 日現在で、行政人口 20,468 人に対し、処理区域内人口が 7,197 人、下水道処理人口普及率が 35.2%となっています。供用開始から 11 年が経過し、公共下水道を取り巻く社会情勢も変化し、人口減少や財政状況を見据えた整備を行うことが必要となっています。

そのため、砥部町においては、人口減少・経済性を勘案し、最も効率的で安定した公共下水道事業経営の実現に向けて全体計画整備区域の見直しを行うことについて、貴審議会のご意見をいただきたく、諮問いたします。